

「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例給付金」 の申請受付を6月から開始します。

臨時福祉給付金とは？

消費税率の引上げに際し、所得の低い方々の負担をやわらげるために支給する臨時の給付金です。支給要件等は7ページをご覧ください。

子育て世帯臨時特例給付金とは？

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への負担をやわらげるために支給する臨時の給付金です。支給要件等は7ページをご覧ください。

申請方法等

●申請先： 「臨時福祉給付金」窓口

本庁3階301・302会議室（福祉推進課分室）

☎ 21-6631

「子育て世帯臨時特例給付金」窓口

本庁1階 子育て支援課

☎ 21-6963

平成26年1月1日時点で住民票が出雲市にある方が対象です。

※各支所市民サービス課（平田支所は市民福祉課、斐川支所は健康福祉課）でも受付を行います。

●申請期間： 6月2日(月)～ 9月30日(火)

※土日祝日は除く

※郵送の場合は、当日消印有効

●提出書類： 申請書と次の添付書類

本人確認書類 …………… 住民基本台帳カード(顔写真入り)、運転免許証、健康保険証、旅券等の写し

指定した口座が確認できる書類 …… 金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し

※「子育て世帯臨時特例給付金」：児童手当の受取口座を指定する場合は、これらの確認書類は不要です。

●支給日： 申請された月の翌月末日（添付書類に不備等あった場合には遅れることもあります。）

給付金の受取方法

●申請書に記載された指定口座に入金されます。

※金融機関口座を持っていないなど、振込みによる支給が困難な場合には窓口で受け取ることができます。

ご注意

●受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。

●原則として、申請期間外の申請や平成26年1月1日時点で出雲市に住民票がない方の申請は受け付けられませんのでご注意ください。

※DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童等で、他の市区町村から住民票を移さずに出雲市にお住まいの方は、出雲市で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。

臨時福祉給付金

支給要件

●支給対象者（支給対象と思われる方には、6月下旬に申請書を送付します。）

- ・平成26年度分の住民税が課税されていない方が対象です。
- ただし、

- ・ご自身を扶養（税法上）している方が課税されている場合
 - ・生活保護の受給者である場合 など

は除きます。
- ※平成26年1月2日以降生まれのお子さんには支給されません。

●支給額

- ・1人につき **10,000円**
- ・次の《加算対象者》は1人につき **5,000円** を加算

加算対象者 ▶ ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者※1
・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など※2

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。

※2 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。

表1【住民税が課税されない所得水準の目安（非課税限度額）】

（給与所得者）		（公的年金等受給者）	
扶養親族等の人数	非課税限度額※ （給与収入ベース）	扶養親族等の人数と 本人の年齢	非課税限度額※ （年金収入ベース）
本人のみ（扶養なし）	93万円 以下	本人のみ （扶養なし）	65歳以上 148万円 以下
本人 + 扶養1人	137.8万円 以下	65歳未満	98万円 以下
本人 + 扶養2人	168.4万円 未満	本人 + 扶養1人	65歳以上 192.8万円 以下
本人 + 扶養3人	210万円 未満	65歳未満	147万円 以下

（ここでいう「扶養」とは税法上の扶養です）

子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

●支給対象者（支給対象と思われる方には、5月下旬に申請書を送付します。※公務員の方へは、職場から配布されます。）

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満（表2の限度額目安未満かどうか）

※特例給付とは、所得が高額な方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

●対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

ただし、

- ・「臨時福祉給付金」の対象となる児童
- ・生活保護の受給者となっている児童 など

は除きます。

※平成26年1月2日以降生まれのお子さんには支給されません。

●支給額

対象児童1人につき **10,000円**

表2【児童手当の所得制限限度額の目安（給与収入ベース）】

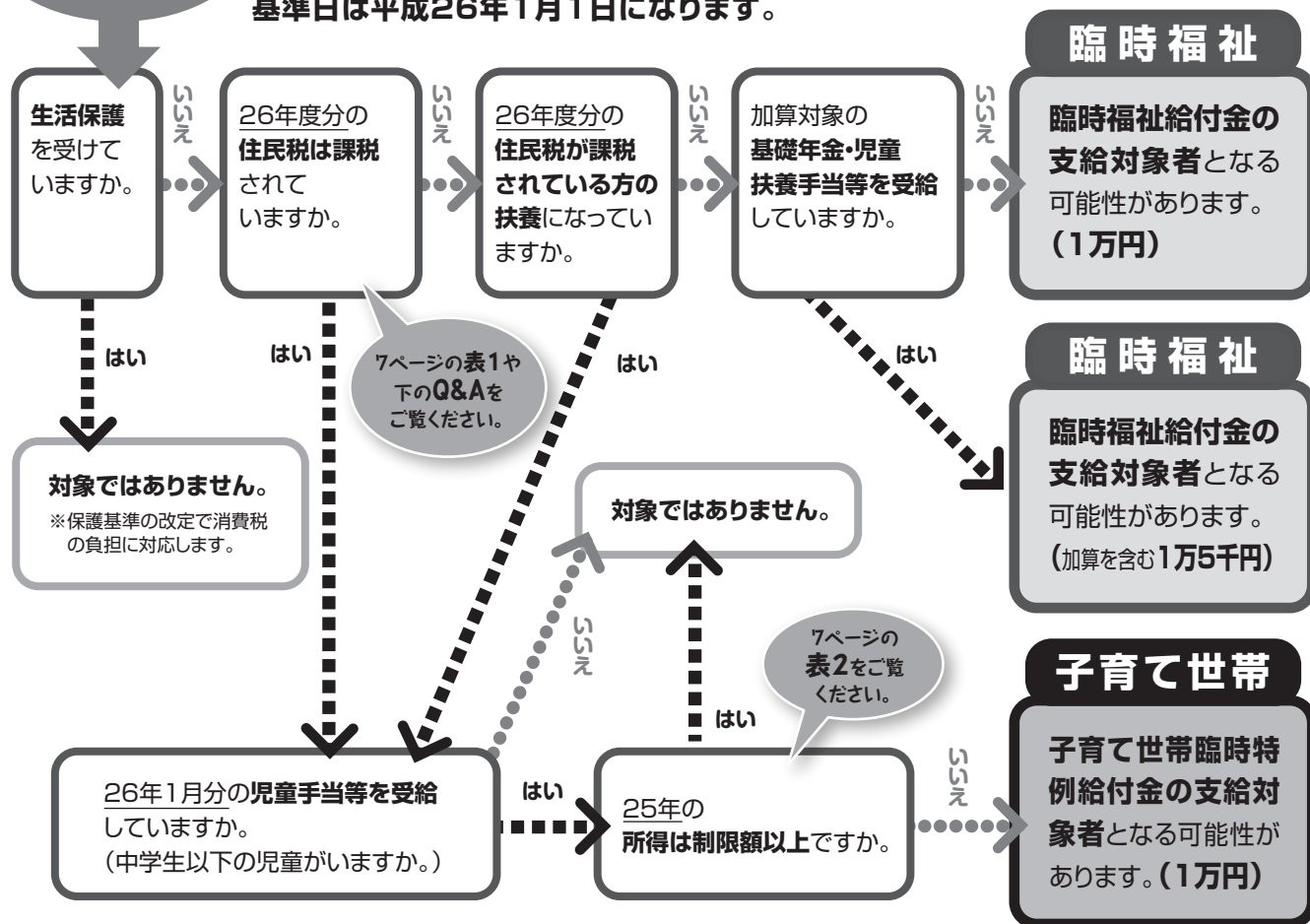
扶養親族等の人数	限度額目安 （給与収入ベース）
本人のみ（扶養なし）	833.3万円 未満
本人 + 扶養1人	875.6万円 未満
本人 + 扶養2人	917.8万円 未満
本人 + 扶養3人	960万円 未満

（ここでいう「扶養」とは税法上の扶養です）

対象者診断は
こちらから

対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日になります。



Q 自分に住民税が課税されているかどうか、どうすれば分かりますか？

- A 例えば、
- ・ご自身の給与支給明細書の「住民税」の項目に課税額が記載されている場合
 - ・介護保険料決定通知書に記載されている「保険料の段階」で6段階以上となっている場合
 - ・ご自身の給与や年金の収入が7ページの表1の非課税限度額以上の場合
- には、基本的に住民税が課税されています。

Q 基準日（平成26年1月1日）の翌日以降に引っ越した場合の給付金の受取はどうなりますか？

- A 今回の2つの給付金は基準日（平成26年1月1日）時点で住民票のある市区町村から給付金が支給されます。具体的な申請期間や手続は、基準日時点でお住まいの市区町村におたずねください。

Q 基準日（平成26年1月1日）以降に生まれた方や亡くなられた方は給付金の対象になりますか。

- A
- 【臨時福祉給付金】
基準日（平成26年1月1日）に生まれた方は給付金の対象になりますが、基準日の翌日（1月2日）以降に生まれた方は対象となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた方も、臨時福祉給付金の対象にはなりません。
- 【子育て世帯臨時特例給付金】
基準日に生まれた児童は対象児童となりますが、基準日の翌日以降に生まれた児童は対象児童となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた児童も子育て世帯臨時特例給付金の対象児童にはなりません。

《臨時福祉給付金の加算対象者一覧》

臨時福祉給付金の支給対象者のうち、次のいずれかの年金や手当などを受給している方には、平成26年4月の年金の特例水準解消等を考慮し、1人につき**5,000円**を加算します。

- ① 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等(注1)
- ② 児童扶養手当 ③ 特別児童扶養手当 ④ 障害児福祉手当
- ⑤ 特別障害者手当 ⑥ 経過的福祉手当 ⑦ 原爆被爆者諸手当(注2)
- ⑧ 毒ガス障害者対策手当(注3) ⑨ ガス障害者対策手当(注3)
- ⑩ 予防接種法に基づく健康被害救済給付金(注4)
- ⑪ 新型インフルエンザ予防接種健康被害救済給付金(注4)
- ⑫ (医薬品副作用被害救済制度の)副作用救済給付又は(生物由来製品感染等被害救済制度の)感染救済給付(注4)

(注1)旧国民年金法、旧厚生年金保険法、旧船員保険法、旧国共済法、旧地共済法及び旧私学共済法等に基づく年金を含みます。

(注2)医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び家族介護手当に限りません。

(注3)特別手当、健康管理手当、保健手当、家族介護手当に限りません。

(注4)障害年金、障害児養育年金、遺族年金に限りません。

- ①の基礎年金等については、平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。
- ②～⑫の手当などについては、平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。

※複数の加算措置に該当する方の場合も加算される額は1人につき5千円です。

おたずね

●申請方法に関するおたずね

福祉推進課 「臨時福祉給付金」窓口 ☎:21-6631
子育て支援課 「子育て世帯臨時特例給付金」窓口 ☎:21-6963



「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

- ・市や厚労省などがATMの操作や手数料の振込をお願いすることは絶対にありません。
 - ・現時点で、市や厚労省などが世帯構成や口座番号などをおたずねすることはありません。
- 不審な電話や郵便物が届いたら、迷わず、市役所や出雲警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

